

(行政財産の目的外使用許可等)

第 16 条 財産管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産の使用を許可することができる。

(1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他これに類する施設を設置するとき。ただし、当該事業主若しくは団体の役員等(以下この号において「役員等」という。)が暴力団員であるとき若しくは当該事業の経営に暴力団員が事実上参加しているとき若しくは役員等が知りながら暴力団員を雇用し、暴力団員を利用し、若しくは暴力団の維持に関与しているとき又は役員等が知りながらこれらに該当しているものと契約を締結しているとき(法令の規定により契約の締結の義務があるときを除く。)を除く。

(2) 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及宣伝その他の公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用に供するとき。

(3) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として、その用に供するとき。

(4) 他の地方公共団体その他公共団体において、公用に使用し、又は公共の用に供するとき。

(5) 公共的団体又は公益団体がその事務事業の用に使用するとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

2 前項の規定により使用許可する場合は、その期間は、原則として 1 年以内とし、この場合においては少なくとも、法第 238 条の 4 第 9 項の規定により当該使用許可を取り消した場合はこれによって生じた損失は補償をしない旨の条件その他第 4 項に規定する様式に定

める条件を付さなければならない。

3 財産管理者は、第1項の規定により行政財産の使用の許可をするときは、当該許可を受けようとする者(以下この条において「使用申請者」という。)から行政財産使用許可申請書(様式第4号)を提出させなければならない。

4 財産管理者は、行政財産の使用を許可したときは、行政財産使用許可書(様式第5号)を使用申請者に交付しなければならない。

5 財産管理者は、越前市行政財産の使用料徴収条例(平成17年越前市条例第84号)第6条の規定により使用料の減免をするときは、当該減免を受けようとする者(以下この条において「減免申請者」という。)から行政財産使用料減免申請書(様式第6号)を提出させなければならない。

6 財産管理者は、行政財産の使用料の減免を承認したときは、行政財産使用料減免承認書(様式第7号)を減免申請者に交付しなければならない。

(平23規則19・平23規則21・一部改正)

(教育財産の使用許可の協議)

第17条 教育委員会が法第238条の2第2項の規定により教育財産の使用の許可に当たり、あらかじめ市長に協議しなければならない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事由以外の事由により使用させようとするとき。

(2) 使用期間が引き続き10日以上にわたるとき。